

第81号（令和3年10月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目次

頁

【規則】

- △ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 3

【告示】

- △ 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第3号）ほか3件の要領公表【財政局財政課】 6
- △ 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】 7
- △ 令和2年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 9
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 10
- △ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢施設課】 12
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 13
- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【建築局市営住宅課】 15

【公告】

- △ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局取得処分課】 16
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 19
- △ 同 【環境創造局水・土壌環境課】 20
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 21
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 22
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 23
- △ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】 24
- △ 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 25
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域等の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】 27
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】 28
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】 29
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 30
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】 35
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 同 【建築局市街地建築課】 38
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 39
- △ 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可【都市整備局市街地整備調整課】 40

【区公告】

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	41
△ 同 【戸塚区総務課】	42
[消防局]	
△ 公有財産売払いに係る一般競争入札の施行【総務課】	43
[市選挙管理委員会]	
△ 補欠選挙を行うべき事由の発生【選挙課】	45
△ 選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】	46
[人事委員会]	
△ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	47
△ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【調査課】	50
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	51
△ 同 【教育委員会事務局総務課】	70

規則

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第63号

横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第56条の3第2項第1号」を「第56条の4第2項第1号」に改める。

第4条の4第1項中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同条第2項中「第11条の4第1項第3号」を「第11条の3第1項第3号」に改め、同条第4項中「第11条の4第1項第7号」を「第11条の3第1項第7号」に改める。

第8条第2項中「又は不燃化推進条例」を「、不燃化推進条例又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画高度地区」に改める。

第10条の2第1項中「第56条の4第1項」を「第56条の5第1項」に改め、同条第3項中「（昭和43年法律第100号）」を削り、同条第4項中「第56条の4第2項」を「第56条の5第2項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

9 国の機関の長等は、法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付を受けた後、工事の完了又は用途の変更をする前に、建築主、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、第12号様式2通に、当該確認済証を添えて建築主事に提出するものとする。

別表第1(59)の項中

「

<p>条例第56条第4項の規定が適用される建築物</p>	<p>既存不適格調書</p>	<p>増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び法第53条の規定に適合</p>
------------------------------	----------------	---

		することの確認に必要な算式
条例第56条第5項の規定が適用される建築物	各階平面図	用途の変更をする場合にあっては、当該用途の変更に係る部分

を「

条例第56条第4項の規定が適用される建築物	既存不適格調書	増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して法第52条第1項及び法第53条の規定に適合することの確認に必要な算式
-----------------------	---------	---

に改め、同表(59)の2の項中「第56条の2の」を「第56条の3の」に、「第56条の2第1項」を「第56条の3第1項」に、「第56条の2第1項第1号」を「第56条の3第1項第1号」に、「第56条の2第1項第2号」を「第56条の3第1項第2号」に、「第56条の2第2項」を「第56条の3第2項」に改め、同項を同表(59)の3の項とし、同表(59)の項の次に次のように加える。

(59)の2	条例第56条の2の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		各階平面図	用途の変更に係る部分
	条例第56条の2第1項の規定が適用される建築物	耐火建築物の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		政令第117条第2項各号の規定に適合することの確認に必要な図書	政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項

第2号様式中「㊦」を削る。

第4号様式の3中「㊦」を削り、同様式注意中3を削り、4を3とし、5を4とする。

第4号様式の4中「㊦」を削り、同様式注意中3を削り、4を3とする。

第5号様式第1面中

「条例第 条第 項第 号」を
「条例第 条第 項第 号 に改め、
横浜国際港都建設計画高度地区」
「㊦」を削る。

第5号様式の4第1面、第6号様式第1面、第6号様式の2の3及び第6号様式の4から第6号様式の6までの規定中「㊦」を削る。

第7号様式正本中「㊦」を削り、同様式正本注意4中「第56条の3第2項第5号」を「第56条の4第2項第5号」に改める。

第7号様式副本注意4中「第56条の3第2項第5号」を「第56条の4第2項第5号」に改める。

第10号様式正本中「㊦」を削り、「第56条の4第1項」を「第56条の5第1項」に改め、同様式正本注意1中「第56条の3第2項第5号」を「第56条の4第2項第5号」に改める。

第10号様式副本注意1中「第56条の3第2項第5号」を「第56条の4第2項第5号」に改める。

第11号様式中「㊦」を削り、同様式注意中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第12号様式中「第15条第1項第1号・第6項」の次に「・第9項」を加え、「㊦」を削り、同様式注意中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

第13号様式中「㊦」を削り、同様式注意中2を削り、3を2とし、4を3とする。

第13号様式の2中「㊦」を削り、同様式注意中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横 浜 市 告 示 第 550 号

令 和 3 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) ほ か 3 件
の 要 領 公 表

令 和 3 年 9 月 29 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 3 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) ほ か 3 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 551 号

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.5	137.4
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(400.0)
(20.00)	(30.00)	(35.0)	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。

横浜市告示第 552 号

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

（単位：パーセント）

会計の名称	資金不足比率
港湾整備事業費会計	—
中央卸売市場費会計	—
中央と畜場費会計	—
風力発電事業費会計	—
下水道事業会計	—
埋立事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車事業会計	—
高速鉄道事業会計	—
病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と表記する。
- 2 経営健全化基準は 20.0 パーセントである。

横浜市告示第 553 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年9月1日	コプラホームクリニック	港北区菊名六丁目17番1号	病院又は診療所
同	ハックドラッグ横浜もえぎ野薬局	青葉区もえぎ野1番地の2	薬局
同	株式会社 ONE AND ONLY スター薬局東戸塚店	戸塚区品濃町516番地の5	同
同	イオン薬局イオンスタイル横浜瀬谷	瀬谷区瀬谷四丁目4番地の10	同
同	ファーマシィ薬局たまプラーザ	青葉区新石川三丁目15番地の3	同
同	訪問看護ステーションらら	保土ヶ谷区仏向町40番地の1	訪問看護
同	アームス訪問看護リハビリステーション	瀬谷区瀬谷二丁目51番地の7	同
同	シニアウイル株式会社 ウイル戸塚訪問看護ステーション	戸塚区戸塚町3,570番地の1	同
同	リカバリースマイル	鶴見区鶴見中央二丁目8番33号	同

横浜市告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年8月1日	クリニック医庵 青葉台	青葉区青葉台二丁目30番地の2	病院又は診療所
同	マスカット薬局 鶴見店	鶴見区東寺尾北台4番9号	薬局
同	フィットケアエクスプレス 鶴見西口店 薬局	鶴見区豊岡町7番12号	同
同	スター調剤 駅前店	鶴見区矢向五丁目6番1号	同
同	紀久薬局	戸塚区戸塚町6,001番地の5	同
同	フレンズ薬局	港南区丸山台一丁目2番1号	同
同	オハマ薬局 こどもの国店	青葉区奈良一丁目18番地の13	同
同	アイセイ薬局 北山田店	都筑区北山田一丁目9番3号	同
同	アイン薬局 鶴見中央店	鶴見区鶴見中央三丁目19番11号	同
同	ひばり薬局 東神奈川店	神奈川区東神奈川一丁目29番地	同
同	ＣＯＣＯ薬局 根岸店	中区根岸町2丁目80番地の2	同
同	グミサワ調剤薬局	戸塚区汲沢町163番地の1	同
同	オリーブ薬局	戸塚区吉田町944番地の5	同
同	さくら薬局 横浜大久保店	港南区大久保一丁目20番57号	同

同	いづみ調剤薬局	都筑区荏田南五丁目7番9号	同
同	ケアまりーん横浜	瀬谷区本郷四丁目1番地の1	訪問看護
同	ライフウェル訪問看護リハビリステーション青葉台	青葉区松風台13番地の5	同

横 浜 市 告 示 第 555 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業
者 の 廃 止

介 護 保 険 法 （ 平 成 9 年 法 律 第 123 号 ） 第 75 条 第 2 項 及 び 第 115 条
の 5 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護
予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 か ら 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 あ す か	横 浜 シ テ ィ ハ イ ム あ す か	鶴 見 区 生 麦 五 丁 目 10 番 21 号	令 和 3 年 9 月 30 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第 556 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	港南区上大岡西三丁目 727番の一部 港南区港南六丁目 2,40 4番、2,406番の2の 一部、2,406番の3の 一部、2,406番の4及 び2,406番の5の一部 港南区日野六丁目 888 番の4の一部 磯子区滝頭一丁目 692 番の1 金沢区六浦東三丁目 54 0番の1の一部 港北区篠原町 3,052番 、3,055番、3,056番 、3,066番の4及び3, 068番の1 栄区笠間五丁目 214番 の3の一部、327番の 一部、331番の一部、 332番の一部及び333 番の一部	令和3年3月19日から 令和13年3月31日まで
源流の森保存地区	保土ヶ谷区川島町 758 番、891番、892番の 1から892番の3まで 、1,143番の1の一部 、1,147番の1の一部 、1,148番の1の一部 、1,149番及び1,158 番の2 旭区上川井町 3,481番 旭区上白根町 1,100番	令和3年3月19日から 令和13年3月31日まで

から 1,103 番まで 栄区庄戸五丁目 1,400 番の 311 泉区和泉町 7,363 番及 び 7,429 番 瀬谷区宮沢三丁目 21 番 の 7 の一部及び 21 番の 8 の一部

横浜市告示第 557 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の
一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年
2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、令和3年10月
5日から施行する。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

同表に次のように加える。

横浜市営住宅 条例（平成9 年2月横浜市 条例第1号）	第9条第1項	令和3年10月5日	横浜市営住宅 入居の申込み
--------------------------------------	--------	-----------	------------------

公 告

横 浜 市 公 告 第 596 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年10月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 横 山 日出夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (m ²)
2768	中区小港町一丁目16番の6	雑種地	125.54 (125)
2769	中区千代崎町二丁目71番の11	宅地	170.42
2770	中区山手町22番の3外	宅地	1,327.01 (1,327.08)
2771	南区中村町四丁目272番の2	宅地	28.99
2772	旭区中尾二丁目85番の54	宅地	913.54
2773	磯子区洋光台一丁目18番の12外	宅地	1,155.72
2774	青葉区恩田町字井戸久保2,072番の9	雑種地	267.48 (267)
2775	戸塚区汲沢町字畑田509番の9	宅地	169.23
2776	戸塚区汲沢町字畑田509番の11	宅地	208.18

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号2770は現況測量面積、物件番号2768、2774
は地積測量図面積、()内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号2768番 33,270,000円

物件番号2769番 59,910,000円

物件番号2770番 255,990,000円

物件番号2771番 5,540,000円

物件番号2772番 54,820,000円

物件番号2773番 39,990,000円

物件番号2774番 14,530,000円

物件番号2775番 14,390,000円

物件番号2776番 15,260,000円

- (4) 入札に付す条件
市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
 - (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- 3 募集要領の交付
 - (1) 交付期間
令和3年10月5日から令和3年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）
 - (2) 交付場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局管財部取得処分課ほか
電話 045(671)2264
- 4 入札参加申込の受付
 - (1) 受付期間
令和3年10月29日から令和3年11月12日まで必着
 - (2) 受付場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局管財部取得処分課
電話 045(671)2264
 - (3) 受付方法
書留郵便
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札
令和3年12月6日まで
書留郵便で必着
（宛先）中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局取得処分課
 - (2) 開札
令和3年12月9日
（所在）中区本町6丁目50番地の10
（会場名）横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横 浜 市 公 告 第 597 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 662 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 亀 ノ 甲 山 655 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 598 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 37 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 599 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和 2 年 7
月 横 浜 市 公 告 第 409 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解 除 す
る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 大 黒 町 18 番 の 14 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 600 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
川島町第二公園	保土ヶ谷区 川島町 528 番	別図のとおり	3,546 m ²	3,540 m ²	令和3年 10月5日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 601 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

都 筑 区 東 山 田 町 地 内

(2) 削 除 す る 部 分

港 北 区 大 倉 山 七 丁 目 地 内 、 緑 区 白 山 一 丁 目 地 内 、 戸 塚 区 汲 沢 六 丁 目 地 内

(3) 変 更 す る 部 分

鶴 見 区 北 寺 尾 三 丁 目 及 び 北 寺 尾 五 丁 目 地 内 、 保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 地 内 、 旭 区 今 宿 南 町 、 さ ち が 丘 及 び 中 希 望 が 丘 地 内 、 磯 子 区 上 中 里 町 地 内 、 金 沢 区 釜 利 谷 東 七 丁 目 及 び 釜 利 谷 南 二 丁 目 地 内 、 港 北 区 小 机 町 地 内 、 緑 区 長 津 田 町 及 び 白 山 二 丁 目 地 内 、 青 葉 区 あ か ね 台 一 丁 目 、 あ ざ み 野 南 四 丁 目 、 美 し が 丘 四 丁 目 、 荏 田 町 、 大 場 町 、 黒 須 田 、 新 石 川 二 丁 目 及 び 田 奈 町 地 内 、 都 筑 区 牛 久 保 二 丁 目 、 牛 久 保 三 丁 目 、 荏 田 東 四 丁 目 、 荏 田 南 三 丁 目 、 川 向 町 及 び 中 川 一 丁 目 地 内 、 戸 塚 区 影 取 町 、 上 矢 部 町 、 品 濃 町 及 び 名 瀬 町 地 内 、 栄 区 小 菅 ヶ 谷 二 丁 目 及 び 長 尾 台 町 地 内 、 泉 区 和 泉 中 央 南 一 丁 目 、 岡 津 町 、 中 田 西 二 丁 目 及 び 西 が 岡 二 丁 目 地 内 並 び に 瀬 谷 区 相 沢 二 丁 目 、 阿 久 和 西 三 丁 目 、 上 瀬 谷 町 、 北 新 、 橋 戸 二 丁 目 、 橋 戸 三 丁 目 、 二 ツ 橋 町 及 び 本 郷 三 丁 目 地 内

3 縦 覧 期 間

令 和 3 年 10 月 5 日 か ら 令 和 3 年 10 月 19 日 ま で

4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

横 浜 市 公 告 第 602 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路
3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線 （ 和 泉 中 田 地 区 ）
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域
泉 区 中 田 北 一 丁 目 2,457 番 の 2 及 び 2,457 番 の 9

横浜市公告第603号

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業等の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業
綱島駅東口駅前地区第一種市街地再開発事業
- (2) 横浜国際港都建設計画用途地域
- (3) 横浜国際港都建設計画高度利用地区
- (4) 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域
- (5) 横浜国際港都建設計画道路
3・6・10号綱島駅東口線
- (6) 横浜国際港都建設計画交通広場
第5号綱島駅東口交通広場
- (7) 横浜国際港都建設計画駐車場
第23号新綱島駅自転車駐車場
第24号綱島駅自転車駐車場
- (8) 横浜国際港都建設計画地区計画
綱島東一丁目地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

港北区綱島西一丁目、綱島東一丁目及び綱島東二丁目地内

3 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年11月16日午前9時公開開始
- (2) 場所
横浜市ホームページでの書面による意見の公開
(新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置)

4 縦覧期間

令和3年10月5日から令和3年10月19日まで

5 縦覧場所及び公述申出書提出先

- (1) 中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課

- (2) 港北区綱島西一丁目8番9-501号
横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和3年10月5日から令和3年10月19日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
港北区大豆戸町26番地の1
横浜市港北区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 604 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域 等 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域 等 の 案 の 素 案 を 作 成 し た の で 、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 (平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号) 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 公 聴 会 を 開 催 し 、 同 規 則 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き そ の 案 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

公 聴 会 に お い て 公 述 を 希 望 す る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 公 述 申 出 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

- (1) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 用 途 地 域
- (2) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区
- (3) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画
青 葉 美 し が 丘 二 丁 目 地 区 地 区 計 画

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 地 内

3 公 聴 会 の 日 時 及 び 場 所

(1) 日 時

令 和 3 年 11 月 15 日 午 前 9 時 公 開 開 始

(2) 場 所

横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ で の 書 面 に よ る 意 見 の 公 開
(新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 措 置)

4 縦 覧 期 間

令 和 3 年 10 月 5 日 か ら 令 和 3 年 10 月 19 日 ま で

5 縦 覧 場 所 及 び 公 述 申 出 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間

令 和 3 年 10 月 5 日 か ら 令 和 3 年 10 月 19 日 ま で

7 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所

青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4

横 浜 市 青 葉 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 605 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和3年10月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名
中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域
泉区中田北一丁目2,457番の2及び2,457番の9
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11号環状3号線（和泉中田地区）

横 浜 市 公 告 第 606 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和3年10月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 届出をすべき土地の区域
泉区中田北一丁目2,457番の2及び2,457番の9
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11号環状3号線（和泉中田地区）

横 浜 市 公 告 第 607 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 戸 塚 グ リ ー ン タ ウ ン 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ
た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 608 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 11 月 27 日 第 2020 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 平 戸 二 丁 目 34 番 5 号
三 枝 木 育 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 平 戸 町 1,142 番 の 1 、 1,142 番 の 2 の 一 部 、 1,142 番 の
4 の 一 部 、 1,142 番 の 7 、 1,142 番 の 9 、 1,142 番 の 10 、 1,143
番 の 6 、 1,143 番 の 7 及 び 1,143 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 609 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 2 日 第 2020 開 1118 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 1 丁 目 7 番 地 の 12
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 岸 根 町 406 番 の 1 の 一 部 、 406 番 の 13 か ら 406 番 の 17 ま
で 、 407 番 の 1 及 び 407 番 の 2 並 び に 篠 原 町 1,241 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 610 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 3 月 10 日 第 2020 開 1615 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 中 田 東 三 丁 目 1 番 20 号
横 浜 住 宅 販 売 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 雄 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 下 飯 田 町 810 番 の 5 、 810 番 の 6 、 810 番 の 27 、 811 番 の
1 、 811 番 の 12 及 び 811 番 の 13

横 浜 市 公 告 第 611 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 4 月 6 日 第 2020 開 1723 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 外 神 田 4 丁 目 14 番 1 号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代 表 取 締 役 辻 上 広 志
静 岡 市 駿 河 区 国 吉 田 1 丁 目 7 番 37 号
フジ都市開発株式会社
代 表 取 締 役 木 内 藤 丈
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 あ ざ み 野 一 丁 目 16 番 の 14 及 び 16 番 の 22 か ら 16 番 の 33 ま で

横 浜 市 公 告 第 612 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 4 号 の 規 定 に 基 づ く 道 路 を 、 次 の と お り 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

道路の番号 及び路線名	指定年月 日	道路の 幅員	道路の 延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
市道瀬谷第 553号線	令和3年 10月5日	m 18	m 約 150	瀬谷区 二ツ橋 町	瀬谷区 二ツ橋 町	—

横 浜 市 公 告 第 613 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 1 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.51 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 上 末 吉 四 丁 目 1,085 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 東 横 建 設
代 表 取 締 役 炭 谷 久 雄

横 浜 市 公 告 第 614 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 10 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.22 m
- 5 指 定 の 場 所
金 沢 区 六 浦 四 丁 目 3,967 番 の 5 の 一 部 及 び 3,967 番 の 26
- 6 申 請 者 の 氏 名
山 崎 明 子

横 浜 市 公 告 第 615 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 14 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.56 m ～ 4.61 m
- 4 道 路 の 延 長
34.56 m
- 5 指 定 の 場 所
瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 39 番 の 31 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
大 塚 登

横 浜 市 公 告 第 616 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 9 月 16 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
8.37 m
- 4 廃 止 の 場 所
神 奈 川 区 入 江 二 丁 目 7 番 の 10 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 617 号

土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に
基づき、土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり
認可した。

令和3年10月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組合の名称
大場第四土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年9月5日から令和4年7月31日まで
- 3 施行地区
青葉区大場町の一部及びみすずが丘の一部
- 4 事務所の所在地
青葉区みすずが丘18番地の14
- 5 設立認可年月日
平成30年9月5日
- 6 変更認可年月日
令和3年10月5日

区 公 告

泉区公告第89号（令和3年9月15日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和3年9月15日

横浜市泉区長 深川 敦子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 09 浜 横浜	令和2年12月14日

戸 塚 区 公 告 第 76 号 （ 令 和 3 年 9 月 17 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 3 年 9 月 17 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 36 — 75 浜 横 浜	令 和 3 年 2 月 27 日
横 40 — 94 浜 横 浜	令 和 3 年 2 月 27 日

消防局

消防局公告第7号

公有財産売払いに係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和3年10月5日

契約事務受任者
横浜市消防局長 松原正之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却
- (2) 保管場所
鶴見区大黒ふ頭1番地 鶴見水上消防出張所前岸壁
- (3) 最低売却価格
1,000,000 円（税抜）
- (4) 入札に付す条件
入札説明書による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しないものであること。

3 入札説明書の交付等

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukyoku/2021/sonota/shobo/mamori.html>）に掲載するほか、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和3年10月5日から令和3年10月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

- (2) 交付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部施設課車両係
電話 045(334)6405
- 4 入札参加申込の受付
 - (1) 受付期間
令和3年10月5日から令和3年10月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
 - (2) 受付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課経理係
電話 045(334)6525
- 5 入札及び開札の日時及び場所
令和3年10月29日午後2時から
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課入札室（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
- 6 入札保証金
入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を横浜市が発行する納付書により入札日前日までに横浜市指定金融機関又は横浜市収納代理金融機関等に納付しなければならない。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 入札説明書における入札要領第8条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第18号（令和3年9月9日揭示済）

補欠選挙を行うべき事由の発生

横浜市議会議員小幡正雄が、令和3年9月6日に死亡したことに伴い、横浜市議会議員金沢区選挙区における議員の欠員の数が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第6号に該当し、横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和3年9月9日

横浜市選挙管理委員会

委員長 菅野 義 矩

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 29 号

選 挙 人 名 簿 の 登 録 に つ い て の 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と
な る 日 等

横 浜 市 議 会 議 員 金 沢 区 選 挙 区 補 欠 選 挙 に お け る 公 職 選 挙 法 (昭 和
25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録
の 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と な る 日 は 、 次 の と お り と す る 。
令 和 3 年 10 月 5 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 菅 野 義 矩

- 1 被 登 録 資 格 の 決 定 の 基 準 と な る 日
令 和 3 年 10 月 7 日
た だ し 、 年 齢 に つ い て は 選 挙 の 期 日 と す る 。
- 2 登 録 を 行 う 日
令 和 3 年 10 月 7 日

人事委員会

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第21号（令和3年9月30日揭示済）

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

温暖化対策統括本部長、デジタル統括本部長、大都市制度推進本部室長、政策調整担当理事、芸術創造本部室長、東京プロモーション本部長、危機管理室長、コンプライアンス推進室長、公共施設・事業調整室長、国際局長、スポーツ統括室長、文化観光局長、経済局長、こども青少年局長、保健所長、医療医務監、建築局長、都市整備局長、IR推進室長、上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室長、道路局長、港湾局長、山下ふ頭再開発調整室長、会計管理者、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議長、区長（区長会議議長を兼ねる区長を除く。）
--

」

を

「

温暖化対策統括本部長、デジタル統括本部長、大都市制度推進本部室長、政策調整担当理事、東京プロモーション本部長、危機管理室長、コンプライアンス推進室長、公共施設・事業調整室長、国際局長、スポーツ統括室長、文化観光局長、経済局長、こども青少年局長、保健所長、医療医務監、建築局長、都市整備局長、上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室長、道路局長、港湾局長、山下ふ頭再開発調整室長、会計管理者、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議長、区長（区長会議議長を兼ねる区長を除く。）
--

」

に改める。

別表第2中

「

政策局	副局長（総務部長）	大都市制度・広域行政部長、政策部政策担当部長、芸術創造部
-----	-----------	------------------------------

	、秘書部長	長、劇場計画部長、秘書部政策調査担当部長、秘書部報道担当部長、共創推進室長
--	-------	---------------------------------------

を「

政策局	副局長（総務部長）、政策部長、秘書部長	大都市制度・広域行政部長、政策部政策担当部長、秘書部政策調査担当部長、共創推進室長
-----	---------------------	---

に、「

都市整備局	副局長（総務部長）	企画部長、都市交通部長、都心再生部長、IR推進部長、地域まちづくり部長、ちづくり推進室長、市街地整備部長、上瀬谷国際園芸博覧会推進部長、上瀬谷整備推進部長
-------	-----------	---

を「

都市整備局	副局長（総務部長）	企画部長、都市交通部長、都心再生部長、地域まちづくり部長、ちづくり推進室長、市街地整備部長、上瀬谷国際園芸博覧会推進部長、上瀬谷整備推進部長
-------	-----------	--

に、「

政策局	総務課長、政策課長、秘書課長	統計情報課長、制度企画課長、長、広域行政課長、政策課長、企画課長、長、芸術創造課長、劇場計画課長、秘書担当課長、調査担当課長、シヨン本部次課長、東京大学調整課長、基地対策課長
-----	----------------	---

を「

政策局	総務課長、政策課長、秘書課長	統計情報課長、行政課長、男女共同参画推進課長、地域担当課長、創生推進課長、基地
-----	----------------	---

に、
「

都市整備局	総務課長	企画課長、都市再生課長、まちづくり推進課長、防災整備課長、街地整理推進課長、
-------	------	--

を
「

都市整備局	総務課長	業務調整課長、企画課長、都市再生課長、まちづくり推進課長、防災整備課長、街地整理推進課長、
-------	------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第22号（令和3年9月30日揭示済）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月横浜市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

政策局	総務課担当係長 度企画課担当係長 政策課担当係長 長芸術創造課担当係長 係長男女共同参画推進課担当係長 課担当係長 係長	統計情報課担当係長 広域行政課担当係長 データ活用推進課担当係長 画推進調査担当係長 課担当係長 課担当係長	制 長 係 等 計 画 課 長 秘 書 課 長 報 道 調 整 課 長
東京プロモーション本部	東京プロモーション	本部	次長 担当係

」

を「

政策局	総務課担当係長 度企画課担当係長 政策課担当係長 長男女共同参画推進課担当係長 係長男女共同参画推進課担当係長 係長	統計情報課担当係長 広域行政課担当係長 データ活用推進課担当係長 画推進調査担当係長 課担当係長 課担当係長	制 長 係 等 計 画 課 長 秘 書 課 長 報 道 調 整 課 長
東京プロモーション本部	東京プロモーション	本部	次長 担当係

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年10月5日

横浜市長 山中竹春

1 政策局長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Seisakukyokuchu Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Seisakukyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ec
フィンガープリント	dd 31 49 1d e9 04 c1 6f 3a 58 af 65 ac 2a f9 42 86 90 64 9c

2 総務局長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Somukyokuchu Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Somukyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日

有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ed
フィンガープリント	4e ae da 5b 52 ac cd a2 bb 12 15 74 11 2a 97 dd a2 e5 98 c0

3 市民局区連絡調整課

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shiminkyokukurenrakuchoseika, OU=Kurenrakuchoseika, OU=Kuseishienbu, OU=Shiminkyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 27 02
フィンガープリント	f4 23 c9 83 00 dd 3d d4 ed bc de 13 2d 89 e4 53 62 33 83 a6

4 経済局長（雇用労働課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Keizaikyokuchō Koyorodokanyusatsusenyō, OU=Koyorodoka, OU=Shiminkeizairodobu, OU=Keizaikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 d7
フィンガープリント	19 a9 55 9c 94 a6 4e a9 d0 2f 18 d0 fa 48 97 3c 15 df 32 6e

5 経済局長（運営課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Keizaikyokucho Uneikanyusatsusenyō, OU=Uneika, OU=Chuooroshiurishijoshokunikushijo, OU=Keizaikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 da
フィンガープリント	15 64 7d 09 fb 8e 47 7c a0 be 79 64 92 2f 7c ca b0 84 e5 45

6 経済局長（運営調整課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Keizaikyokucho Uneichoseikanyusatsusenyō, OU=Uneichoseika, OU=Chuooroshiurishijohonjo, OU=Keizaikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 27 01
フィンガープリント	6a 6d bb 61 78 be ee ad 48 e2 8a 8d bd 88 9f bb b2 0b a3 72

7 こども青少年局長（中央児童相談所入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kodomoseishonenkyokucho Chuojidodosanjonyusatsusenyō, OU=Chuojidodosanjo, OU=Kodomofukushihokenbu,
---------------	---

	OU=Kodomoseishonenkyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 db
フィンガープリント	6c c2 48 54 d4 38 50 56 f6 66 76 d5 c0 fd fd 81 1e f8 9f ed

8 健康福祉局長（環境施設課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kenkofukushikyokuchō Kankyōshisetsukanyusatsusenyō, OU=Kankyōshisetsuka, OU=Kenkoanzenbu, OU=Kenkofukushikyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 27 03
フィンガープリント	32 23 3d ab 3c 4d 9c 24 40 33 7a 91 3a 71 ce 27 b3 db 20 ec

9 環境創造局長（北部第一水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokuchō Hokubudaiichimizusaiseisentanyusatsusenyō, OU=Hokubudaiichimizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa,
---------------	---

	O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 dc
フィンガープリント	5d 4f 5c 59 44 e6 55 22 09 17 8a 27 5f d3 79 a6 ba ed 06 84

10 環境創造局長（神奈川水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokuchō Kanagawamizusaiseisentanyusatsusenyō, OU=Kanagawamizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ef
フィンガープリント	9c cc 61 05 7e 03 e5 32 f0 06 54 b1 79 91 59 f8 8b 9a 3e 28

11 環境創造局長（中部水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokuchō Chubumizusaiseisentanyusatsusenyō, OU=Chubumizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2

での表示	
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 dd
フィンガープリント	a7 72 a3 b7 2b d3 ce 41 08 96 5f e4 b8 bb 73 77 c8 f1 cb 79

12 環境創造局長（南部水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Nanbumizusaiseisentanyusatsuseny, OU=Nanbumizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f0
フィンガープリント	3f b6 9b 62 13 d0 ff 5f 3a 56 cf 75 e2 79 62 c4 5d 7c 40 b9

13 環境創造局長（港北水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Kohokumizusaiseisentanyusatsuseny, OU=Kohokumizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日

シリアル番号	5b 87 26 de
フィンガープリント	aa 22 06 58 da d6 30 c4 55 2e bd bb d6 d5 dd ed de 4a 69 62

14 環境創造局長（都筑水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Tsuzukimizusaiseisentanyusatsusenyō, OU=Tsuzukimizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f1
フィンガープリント	97 6c 8c a5 a4 58 31 cf 70 a4 82 09 53 49 70 83 e8 c0 5c e6

15 環境創造局長（西部水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Seibumizusaiseisentanyusatsusenyō, OU=Seibumizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f2
フィンガープリント	91 04 17 8b b5 d3 ba 06 59 72 27 2a 89 2e 34 9b 79 dd 46 97

16 環境創造局長（栄水再生センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Sakaemizusaiseisentanyusatsusenyo, OU=Sakaemizusaiseisenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f3
フィンガープリント	26 53 58 71 05 f2 ee da 4b 9a 7d 17 40 4c 8a 23 fa 66 19 15

17 環境創造局長（北部下水道センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho hokubugesuidosentanyusatsusenyo, OU=Hokubugesuidosenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f4
フィンガープリント	c4 86 be 0e 90 f0 2e 81 e6 e9 8d 50 af f1 ca 76 bf 0c ad 0b

18 環境創造局長（南部下水道センター入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kankyosozokyokucho Nanbugesuidosentanyusatsusenyo, OU=Nanbugesuidosenta, OU=Gesuidoshisetsubu, OU=Kankyosozokyoku,
---------------	--

	OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ee
フィンガープリント	13 dc c0 b7 0e 3c 06 7e 22 99 91 58 94 e8 5a d6 f8 04 e0 e6

19 資源循環局長（業務課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shigenjunkankyokuchō Gyomukanyusatsusenyō, OU=Gyomuka, OU=Kateikeitaisakubu, OU=Shigenjunkankyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e0
フィンガープリント	84 f9 ef 71 82 56 9e 5b 74 fe a0 f8 4d de 07 7a 11 88 b5 70

20 資源循環局長（処分地管理課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shigenjunkankyokuchō Shobunchikanrikanyusatsusenyō, OU=Shobunchikanrika, OU=Tekiseishorikeikakubu, OU=Shigenjunkankyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
---------------	--

発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f7
フィンガープリント	38 d9 ea fe b2 d6 38 d6 3d 26 20 c5 78 42 a0 89 ad cd 72 0a

21 資源循環局長（旭工場入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shigenjunkankyokuchō Asahikojonyusatsusenyō, OU=Asahikojo, OU=Tekiseishorikeikakubu, OU=Shigenjunkankyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f6
フィンガープリント	b4 aa 80 a5 f5 0c 04 96 e2 3b 02 e8 56 79 52 c2 9e 76 f3 ae

22 資源循環局長（金沢工場入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shigenjunkankyokuchō Kanazawakojonyusatsusenyō, OU=Kanazawakojo, OU=Tekiseishorikeikakubu, OU=Shigenjunkankyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日

る日	
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 df
フィンガープリント	b2 3d 68 65 67 d8 b9 37 ad fa 67 d8 28 ce 76 74 a9 a3 ba 3d

23 資源循環局長（都筑工場入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Shigenjunkankyokuchō Tsuzukikojonyusatsusenyo, OU=Tsuzukikojo, OU=Tekiseishorikeikakubu, OU=Shigenjunkankyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f5
フィンガープリント	92 30 38 df 2c 89 59 54 15 52 94 2d df d0 fb 62 36 8d 13 97

24 鶴見区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Tsurumikucho Nyusatsusenyo/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Tsurumiku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e2
フィンガープリント	9a 83 4a 02 c0 be f8 89 0c 34 f0 ed e4 49 6c 52 5c ac 9b 2d

リンク	
25 神奈川県長（入札専用／総務課）	
署名者の電子媒体上での表示	CN=Kanagawakucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Kanagawaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 fa
フィンガープリント	5a 66 f0 f6 94 21 2c 30 f6 95 54 3a d9 cc b1 31 63 2b 5b 49
26 西区長（入札専用／総務課）	
署名者の電子媒体上での表示	CN=Nishikucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Nishiku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e3
フィンガープリント	8b 54 35 12 59 31 af 3b fe 45 b5 2a e5 49 4d 99 d9 ee 86 6f
27 中区長（入札専用／総務課）	
署名者の電子媒体上での表示	CN=Nakakucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka,

示	OU=Somubu, OU=Nakaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e4
フィンガープリント	05 74 0a a2 bc 0f 58 bb 36 e5 52 46 82 75 17 88 29 45 b9 d7

28 港南区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Konankucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Konanku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 fb
フィンガープリント	d2 4b 6c 0f 55 26 f7 af 3b 9c 70 58 98 c3 fb 46 98 88 76 21

29 保土ヶ谷区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Hodogayakucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Hodogayaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa,
---------------	--

	O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e5
フィンガープリント	32 09 c1 13 ad 15 bb 63 b4 97 f1 4b 5f fd d7 19 88 63 f1 31

30 旭区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Asahikucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Asahiku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 fc
フィンガープリント	4b c4 2f e9 63 f5 f6 4e 36 95 ba 74 da 57 33 0f 43 31 43 1e

31 磯子区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Isogokucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Isogoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2

での表示	
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e6
フィンガープリント	25 58 1a 6c 9a 7a b8 01 5b d4 ab 45 f8 84 21 3e 1a df c7 d4

32 金沢区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kanazawakucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Kanazawaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 fd
フィンガープリント	09 1a 8a 69 1a e3 e8 5a e4 a1 e1 3b a9 fc e5 7a f3 b4 48 4b

33 港北区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kohokukucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Kohokuku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日

シリアル番号	5b 87 26 e7
フィンガープリント	20 e1 6e 82 17 fc 38 d6 65 1b ff 46 65 34 c8 ad 7a 82 df 23

34 緑区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Midorikucho Nyusatsusenyo/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Midoriku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 fe
フィンガープリント	0a da 92 6c 7c 1c f8 35 38 95 8a d7 1b ae 50 b8 01 f6 3e 19

35 青葉区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Aobakucho Nyusatsusenyo/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Aobaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e8
フィンガープリント	1f 7a b9 aa 6c 26 44 fa 97 45 5a 9b ef 5e 35 1c f0 1f fc 88

36 都筑区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Tsuzukikucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Tsuzukiku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ff
フィンガープリント	21 40 bb 89 9f 01 29 9d 34 b6 f5 2b 34 53 8f bf 84 f5 17 f0

37 戸塚区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Totsukakucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Totsukaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e9
フィンガープリント	34 0c 70 59 15 34 00 4d f6 2e eb ae fe cc 5e da d1 39 40 e3

38 栄区長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Sakaekucho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Sakaeku,
---------------	--

	OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 27 00
フィンガープリント	de a3 99 22 65 6b af 32 40 7d 76 44 52 94 41 19 14 3a 53 06

39 泉区長（入札専用 / 総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Izumikucho Nyusatsusenyo/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Izumiku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 ea
フィンガープリント	8b 49 e9 58 29 ab 1d ea 5b 02 13 02 fa 2d 88 83 eb cf 77 37

40 瀬谷区長（入札専用 / 総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Seyakucho Nyusatsusenyo/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Seyaku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
---------------	--

発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 eb
フィンガープリント	2f 5c 0d aa 87 a9 bb c2 37 e2 04 11 c1 56 21 35 72 8c 9c 72

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成17年4月教育委員会達第2号）第22条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和3年10月5日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 教育次長（企画運営課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kyoikujicho Kikakuuneikanyusatsusenyō, OU=Kikakuuneika, OU=Chuotoshokan, OU=Kyoikuiinkaijimukyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 e1
フィンガープリント	30 ba 10 0a 59 06 c8 ad 22 38 07 f2 59 08 33 e7 68 30 52 f9

2 教育次長（入札専用／総務課）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kyoikujicho Nyusatsusenyō/Somuka, OU=Somuka, OU=Somubu, OU=Kyoikuiinkaijimukyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日

シリアル番号	5b 87 26 f8
フィンガープリント	46 eb d5 36 a9 de 85 10 8d 70 ba b2 3e 04 36 b3 e6 05 80 52

3 教育次長（西部学校教育事務所教育総務課入札専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=Kyoikujicho Seibugakkokyoikujimushokyoikusomukanyusatsusenyo, OU=Kyoikusomuka, OU=Seibugakkokyoikujimusho, OU=Kyoikuiinkaijimukyoku, OU=Yokohama City, L=Kanagawa, O=Local Governments, C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和3年10月5日
有効期限	令和8年8月12日
シリアル番号	5b 87 26 f9
フィンガープリント	30 ba 10 0a 59 06 c8 ad 22 38 07 f2 59 08 33 e7 68 30 52 f9

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。